

徳島市政における要望等に対する公正な職務の執行の確保に関する条例（案）の概要

職員が要望等を受けた場合における、職員及び実施機関のとるべき対応等について必要な事項を定めることにより、公正な職務の執行を確保し、もって公正な市政を推進するため、次のとおり定める。

1 実施機関の責務

実施機関は、要望等に対応するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 要望等を受けた職員の責務

- (1) 職員は、要望等がなされたときは、誠実かつ公正に対応しなければならない。
- (2) 職員は、正当な理由なく特定の者に対し著しく有利な取扱いを求める等、その内容が不当である要望等（以下「不当な要望等」という。）又は暴力等社会的相当性を逸脱する手段による要望等（以下「不当要求」という。）に該当すると思料するときは、他の者の権利及び利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由なく、特定の者に対して便宜又は利益を図ることにならないよう慎重かつ適正に対応しなければならない。
- (3) 職員は、不当要求が行われた場合は、公正な職務の執行及び職員等の安全の確保を図るため、複数の職員により組織的に毅然とした態度で対応しなければならない。

3 要望等の記録

- (1) 職員は、要望等を受けたときは、議事録に記録される等書面が残る場合又は多数の要望等に順次対応する等個別に記録する必要性が乏しい場合を除き、その要望等の内容を記録しなければならない。
- (2) 職員は、要望等の意図及び内容を正確に把握するために、要望者に対し、当該要望等の内容について確認することができる。

4 記録の実施機関への提出

- (1) 職員は、要望等を記録したときは、当該要望等の記録（以下「要望等記録」という。）を速やかに実施機関に提出しなければならない。
- (2) 実施機関は、要望等の意図及び内容を正確に把握するため、要望者に対し、当該要望等の内容を記載した書面の提出を求めることができる。

5 要望等に対する実施機関の対応

- (1) 要望等記録の提出を受けた実施機関は、当該要望等の必要性、実現性、公平性その他の要望等の実現にあたって検討すべき事項を総合的に検討し、要望等への対応方針を決定しなければならない。
- (2) 実施機関は、要望等について決定した内容を記録するものとする。

6 不当な要望等に対する実施機関の対応

- (1) 実施機関は、不当な要望等又は不当要求があったと認めるときは、公正かつ厳正に対処しなければならない。この場合において、実施機関は当該要望者に対する警告、当該要望等記録の公表その他の必要な措置（以下「警告等の措置」という。）を講ずることができる。
- (2) 警告等の措置を講ずるにあたっては、要望者に対し、当該要望等記録の内容を確認しなければならない。ただし、要望者の所在が判明しない場合その他の要望者に確認することができない事情がある場合又はその要望等が不当であることが明らかであって要望者に対し当該要望等記録の内容を確認することが不適當である場合にあっては、この限りでない。

7 審査会への報告等

- (1) 実施機関は、要望等が不当な要望等又は不当要求に該当するか判断できない場合であって必要があると認めるときは、徳島市職員倫理審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。
- (2) 実施機関は、警告等の措置を講じようとする場合に、当該講ずべき措置の内容について、審査会に諮問することができる。
- (3) 実施機関は、警告等の措置を講じたときは、速やかにその内容を審査会に報告しなければならない。また、報告を受けた審査会は、当該報告に係る事項について、実施機関に対し、意見を述べることができる。

8 審査会の答申の尊重

実施機関は、審査会に諮問又は報告をしたときは、審査会の答申を尊重して当該要望等への対応その他の行為をしなければならない。

9 運用状況の公表

市長は、各実施機関における要望等記録の件数等の運用状況を取りまとめ、毎年度公表するものとする。

10 規則への委任

この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

11 徳島市職員倫理条例の改正

徳島市職員倫理審査会の事務に本条例に関する事項を加えるとともに、委員を5人以内（現行 3人）とする。

12 施行期日等

- (1) 平成31年4月1日から施行する。
- (2) 本条例の施行に関し必要な準備行為は、施行の前においても行うことができる。